		N125L－DNTSXW、GUN125R－DNTHXW、GUN126L－CNFHXW、GUN126L－CNFSXW、GUN126L－CNTHXW、GUN126L－DNFHXW、GUN126L－DNFSXW、GUN126L－DNTHRW、GUN126L－DNTHXW、GUN126R－CNFSXW、GUN126R－DNFHXW、GUN126R－DNFSXW、GUN126R－DNTHRW、GUN126R－DNTHXW、GUN135L－DNTSXW	

○国土交通省告示第七百十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0052＊01	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ AN1P（JP，sa）	GUN125L－CNTHXW、GUN125L－CNTSXW、GUN125L－DNTHXW、GUN125L－DNTSXW、GUN125R－DNTHXW、GUN126L－CNFHXW、GUN126L－CNFSXW、GUN126L－CNTHXW、GUN126L－DNFHXW、GUN126L－DNFSXW、GUN126L－DNTHRW、GUN126L－DNTHXW、GUN126R－CNFSXW、GUN126R－DNFHXW、GUN126R－DNFSXW、GUN126R－DNTHRW、GUN126R－DNTHXW、GUN135L－DNTSXW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／02＊0053＊01	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　AN1P（JP，th）	GUN125L－DTTHXW、GUN125L－DTTSXW、GUN126L－DTTHXW、GUN126L－DTTSXW、GUN135L－DTTSXW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0053＊01	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ AN1P（JP，th）	GUN125L－DTTHXW、GUN125L－DTTSXW、GUN126L－DTTHXW、GUN126L－DTTSXW、GUN135L－DTTSXW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－3264	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　5AAMR06DE2	スズキ　5AA－MK94S、マツダ　5AA－MM94S、スズキ　5AA－MX91S	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第七百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月二十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0047＊01	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ XA5（JP）	トヨタ　AXAH52L－ANXGBW、AXAH52L－ANXMBW、A	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地